

保育の質を考える—保育者の専門性の観点から（1）

鵜沢由美子・太田由加里・田口久美子・上野恵子¹

目次

はじめに 鵜沢由美子

1章 保育所保育士の専門性について—保育政策を中心に 上野恵子

2章 保育士の「専門職化」と「非専門職化」を考える 鵜沢由美子

3章 児童福祉施設（保育所以外）における保育者の専門性 太田由加里

4章 学童保育指導員の専門性 田口久美子

5章 保護者（特に母親）が捉える保育者からの助力と専門性—「保育の質と専門性を考える研究会」2022 アンケートから 鵜沢由美子・田口久美子

おわりに 鵜沢由美子・太田由加里・田口久美子・上野恵子

はじめに

2022年、保育園における園児に対する保育士の虐待や認定こども園での通園バスの置き去り死亡事故が明るみに出た。その一方で同年、全国の待機児童数が全国で2944人（4月時点）と統計史上最少となった。保育の「量」から「質」への転換が求められているといえるだろう。

保育の質は、安定的な社会の基盤形成に資するものである。社会を支えていく子どもたちの健やかな発達を、その成長の初期段階で担保することは重要である。また、性別役割規範の残る日本社会において、特に働く母親が安心して働けるための基盤ともなりうる。しかし、日本におけるこの保育の質に関する議論に、保育者論は含まれていないと垣内は指摘する（垣内 2011:26）。また、保育者は保育所だけでなく、多様な児童

福祉施設においても子どもの成長発達を育み、保護者支援を行う重要な役割を担っている。本研究では、保育所における保育や保育士の課題に限定せず、学童保育ほか広く対象を拡げ、保育者の専門性及び保育の質を議論、検討する。

[注]

1 執筆者は国際ジェンダー学会の会員であり、鵜沢・太田・田口は2022年学会の大会でラウンドテーブルを開催した。鵜沢（2章）・太田（3章）・田口（4章）の原稿はその際の資料を加筆修正したものである。上野はその時の参加をきっかけに研究に加わった。各執筆者の所属は以下の通りである。鵜沢 本学科教授、太田 日本大学文理学部社会福祉学科教授、田口 和洋女子大学人文学部心理学科教授、上野 中野区役所子ども教育部主事。

1章 保育所保育士の専門性について—保育政策を中心に

上野恵子

保育者の専門性については、多方面から調査研究が進められている。本章では、保育所保育士の専門性が保育政策の中でどのように位置づけられ、議論されてきたか、またその確保のための政策がどのように展開されているかについて述べる。

1 「保育所保育指針」における保育の質、保育士の専門性について

1965年に保育所保育のガイドラインとして制定された「保育所保育指針」(以下「保育指針」という)は、1990年、2000年の改定を経て2008年の改定時に局長通知から厚生労働大臣告示となり、2017年に最新改定が行われた。「保育指針」は、各保育所の独自性や創意工夫が第一義的に尊重されるべきとした上で、すべての子どもの最善の利益のため、子どもの健康や安全の確保、発達保障等の観点から、各保育所が行うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みとして、保育環境の基準(児童福祉施設最低基準)や保育に従事する者の基準(保育士資格)と相まって保育の質を担保するものとして位置づけられている。

2008年の「保育指針」に「保育の質の向上」という文言が初めて記載され、2017年改定、子ども子育て新システムの議論等においても「保育の質」が広く使われるようになった。2008年改訂の「保育指針」第7章には、職員の資質向上に関して取り組むべ

き基本的事項として、「①子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人ひとりの倫理観、人間性、並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。②保育所全体の保育の向上を図るため、職員一人ひとりが、保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。③職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲をもって保育に当たること」が挙げられている。

また、2017年「保育指針」改定の方向性の一つに「保育士の資質・専門性の向上」が挙げられており、新指針第1章総則に、「保育士はその職務を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない」の一文が追記され、第5章に「保育所職員に求められる専門性」が項目見出しとなり記述が厚くなるなど、専門性の向上を図ることがより強く求められるようになっている。

児童福祉法第18条の4は、「この法律で、保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と定めている。「保育所保育指針解説書」(厚生労働省2008)に、保育所の保育士に求められる主要

な知識及び技術として、①子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術、②子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識・技術、③保育所内外の空間や物的環境、様々な遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく技術、④子どもの経験や興味・関心を踏まえ、様々な遊びを豊かに展開していくための知識・技術、⑤子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術、⑥保護者等への相談・助言に関する知識・技術、などがあげられ、そこに知識や技術、倫理観に裏付けられた「判断」が強く求められると述べられている。また、保護者との関わりの中で、常に自己を省察し、状況に応じた判断をしていくことは、対人援助職である保育士の専門性として欠かせないとしている。この考え方には、2017年「保育指針」にも引き継がれており、ここでいう専門知識や技術及び判断が保育士の専門性の構成要素となると考えられる。

保育士の養成課程、保育現場、保育の指導監督を行う行政機関において、この「保育指針」の理念に基づく保育を実現するための取り組みが求められおり、国、地方自治体における施策もその目的に沿って展開されている。

2 「保育士の専門性」とその特徴

「保育士の専門性」を対象とした研究動向分析を行った小笠原文隆ほかによれば、

保育士の国家資格化（2003年）を契機として学術論文数が増加し、その多くが保育士養成校（以下、「養成校」）やそれらが所属する組織、教員、研究者等によるものであるという。一方で養成校の教員、研究者が中心となって議論される「保育士の専門性」と保育現場で捉える「保育士の専門性」には意味や認識に違いがあると指摘する。保育現場では、「保育士の専門性」は現場での保育経験を通して徐々に形成されるものであるとの認識が強いという調査結果（全国保育士養成協議会 2013）にもあるように、保育現場ではその状況における適切なパフォーマンスといったような状況依存的で行動的側面の性質が強いものと捉え、養成校では、保育に関する知識や理解など一般的で認知的側面の強いものと捉えていると分析する（小笠原ほか 2017）。「保育士の専門性」は知識や技能など比較的短期間の教育により習得できるものと、コミュニケーション力や忍耐力など、生得的な資質または生育環境のような長期間の教育により涵養されるものの両方によって成り立ち、さらに、日々の保育を通じて自己を省察するとともに、同僚と協働し、共に学び続けていくことで向上していくものと考えられる。大津泰子は、全国保育士養成協議会（2014年）が行った研究をもとに、保育現場では「保育士の専門性」の育ちについて養成校卒業後4～5年（内容によっては10年）をかけて獲得していくものとして捉えられる傾向があり、保育士としての学びは、社会的実践の統合的なものであり、子どもや同僚保育士、保護者との関係の中で、具体的場面に対応しながら、その時々の課題に直面するプロセスの中で「保育士の専門性」が磨かれていくと論

じる（大津 2019）。小田豊ほかも、「保育士の専門性」について、具体的な実践を積み重ね、その経験を丹念にふり返り反省をくり返す中で専門性を獲得していく、反省的実践家といわれる一つの専門家モデルにあてはまると指摘している（小田ほか 2009）。

また、「保育士の専門性」の特徴として、専門性の範囲が広く、多様であることが挙げられる。保育所、乳児院や児童養護施設などによりその業務内容、子どもの年齢、家庭環境も様々であり、さらに近年では、社会状況変化による家族の多様化、複雑化に伴い、保育ニーズも多様化・複雑化し、それに対応するため「保育の専門性」も高度化している。近年では、発達に課題のある子どもや障害児への対応、医療的ケア児への対応も増加している。また、施設の中での子どもの発達の支援のみならず、保護者支援、地域における子育て支援についてもその専門性を發揮することが求められている。ケアワーカーとしての役割からコミュニティソーシャルワーカー的な役割まで求められるようになっており、保育現場の負担は増加している。また、大津は保育専門職としての職務と家庭養育の行為の曖昧さを、保育の仕事の特性としての「ケア労働」とし、家庭との役割分業が不明確であると指摘する（大津 2019）。

保育士の業務内容や業務範囲の特性も他の専門職とは異なっている。小笠原ほかは医療や看護系関係者・弁護士等その他の専門職の世界では、技術革新、技能環境も高度化する中で、ニーズに合わせて専門機能が分化し、仕事内容はより深化・限定的な方向に移行、業務内容の幅も狭くなりつつあるが、保育士の仕事内容、業務は多岐・多様で

あり、量的にも質的にも著しく拡大していると述べている（小笠原ほか 2017）。

このように、「保育士の専門性」の内容は法制度の改正や社会のニーズにより変化し、養成課程のみならず保育実践の積み重ねの中で醸成されることなどから、「専門性」の定義が不明瞭で拡大傾向にあり、実際に保育現場で行われている保育内容・業務は高度であるにも関わらず、以下に述べるように正当に評価されていない。また、国家資格でありながらその賃金や待遇がその職務に見合っていないと言える。

3 保育士の現状

保育現場における保育士不足は依然として解決せず、2022年度の保育士の有効求人倍率は全国平均2.35倍で、全職種平均1.32倍と比べると高い水準で推移している（厚生労働省 2022）。2017年度の離職者は3.7万人で離職率は9.3%であり、私営保育所においては10.7%に上る。東京都福祉保健局が2018年に実施した「東京都保育士実態調査」によれば、退職した保育士の退職理由は「職場の人間関係」が3割強（33.5%）で最も多く、次いで「給与が安い」（29.2%）、「仕事量が多い」（27.7%）、「労働時間が長い」（24.9%）となっている。現在の職場への改善希望事項については「給与・賃金の改善」が6割強で最も多く、次いで「職員数の増員」、「事務・雑務の軽減」等、勤務条件や労働条件に関する項目が高い割合を示している。

保育士の平均賃金年収換算額は2019年で平均363.5万円、男性389.2万円、女性362.1万円であり、全業種平均の500.7万

円と比較すると依然として格差がある（厚生労働省 2020）。大滝世津子は、「保育士の社会的地位の低さ」の原因の一つとして保育士が「女性職」であることを指摘している（大滝 2015）。男女雇用機会均等法の改正により「保母」から「保育士」と職名が変更され、男性保育士も増加したが、その割合は約4%（厚生労働 2020）である。

4 保育の質の確保・向上に向けた施策について

国は、保育人材の確保・育成、保育の質の確保・向上に向け様々な施策を展開している。2020年には「新子育て安心プラン」を策定し、2021年から2024年までの4年間で14万人分の保育受け皿を確保するための方策の一つとして、魅力向上を通じた保育士の確保、短時間勤務の保育士の活躍促進、保育補助者の活躍促進、保育士・保育支援センターの機能強化などの施策を推進している。

この間、2015年には「保育士等確保対策検討会」を設置し、保育士の待遇改善について検討するとともに、保育士確保集中取組キャンペーンを実施。2017年度からは研修による技能の習得によりキャリアアップができる仕組みとして、キャリアアップ研修が創設され、技能・経験に着目した更なる待遇改善（待遇改善加算II）も導入された。

吉田直哉ほかは、キャリアアップ研修の導入を、技術論としての保育の専門性、共同的、継続的な学びの中で体系化され、かつ公的組織によってオーソライズされる専門性の枠組みをデザインする試みの一つとして評価している（吉田ほか 2018）。

また、2018年には「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」が設置され、「子どもを中心に保育の実践を考える～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集」、「保育所における自己評価ガイドライン（2020改訂版）」、「保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」など保育現場で活用できるツールなども公開された。今後検討するべき事業のひとつとして、保護者に対する子育て支援があげられ、2022年には「保育所における子育て支援の在り方に関する検討会」による調査報告書がまとめられている。あわせて2020年には「保育の職場・職業の魅力向上検討委員会」の検討により、保育士の職業の魅力発信・養成の充実、生涯働く魅力ある職場づくり等の方策が示され、「保育分野の業務負担軽減・業務再構築のためのガイドライン」、「業務改善に向けた事例集」も公開された。

さらに、今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題との認識のもと2021年には「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」のとりまとめが公表された。これまでの保育政策は待機児童問題への対応が主軸であったが、今後、保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提とし、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関と連携・協働の上、多様な保育・子育てニーズを地域全体で受けとめる環境整備を行うとした。各種事業等での支援や給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体制の構築など、総合的な取り組みを進めいくとしている。また、保育所の地域支援を促

進するための支援策として、2020年度より公定価格による加算や人員の追加配置や事業実施による補助金が創設されている。

一方、東京都社会福祉協議会の実施した「保育園における働き方改革と保育士業務の実態調査」によれば、①職員の配置基準の見直し、②保護者・職員間のコミュニケーションのための時間の確保、③保育士の社会的地位の向上、が提言されている（東京都社会福祉協議会 2022）。

保育の質の確保・向上には、そのサービスを提供する保育士の専門性、社会的地位の

向上が欠かせない。保育士の専門性を明らかにし、保育士の専門性に見合った社会的地位や賃金を保障すること、養成課程及び資格取得の検討、研修機会の充実、業務改善、働き方改革、そして保育施設及び人員配置基準の見直しなどが重要となる。

保育の質の確保・向上については、これまで繰り返し検討されてきたが、待機児童が4年連続で最小となった今、量から質の拡充を進めるチャンスと捉え、様々な取り組みや検討を進めていくことが求められる。

〔文献〕

- 大滝世津子, 2015, 「保育者の社会的地位向上とわが国の発展との関係に関する一考察」, 第1回 サクセス保育・幼児教育研究 : 1-13. (2022年10月2日取得, <https://www.like-kn.co.jp/wp/wp-content/uploads/2015/05/ootaki.pdf>).
- 大津泰子, 2019, 「保育士の専門性と社会的地位に関する一考察」, 近畿大学九州短期大学研究紀要(49) : 20-36. (2022年10月2日取得, <https://lib.kjc.kindai.ac.jp/pdf/2019-03.pdf>).
- 小笠原文隆・野澤秀正・大坪祥子・崎村英・大本一成・崎村康史・湯山樹里・石井薰, 2017, 「保育士の視点から捉えた「保育士の専門性」議論の再考」, 『保育科学研究』第8巻 : 84-92. (2022年10月2日取得, <https://www.nippo.or.jp/Portals/0/images/laboratory/Bulletins/vol18/vol18-06.pdf>).
- 小田豊・笠間浩幸・柏原栄子編, 2009, 『保育者論』北大路書房.
- 厚生労働省, 2007, 「保育所保育指針」.
- 厚生労働省, 2008, 『保育所保育指針解説書』フレーベル館.
- 厚生労働省, 2017, 「保育所書育指針」.
- 厚生労働省, 2018, 「保育所保育指針解説」, (2022年9月23日取得, https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/1_24.pdf).
- 厚生労働省, 2022, 『令和4年度保育実践充実推進のための中央セミナー 説明資料』: 38
- 厚生労働省, 2020, 「保育の現場・職業の魅力向上 検討会(第5回) 参考資料1『保育士の現状と主な取組』」, (2022年11月20日取得 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000661531.pdf>).
- 社会福祉法人東京都社会福祉協議会保育部会調査研究委員会, 2022, 『「保育園における働き方改革と保育業務の実態」調査報告書』.

吉田直哉・鈴木康弘・安部高太朗, 2018, 「保育者の『専門性』の構造的把握をめぐる諸問題」
『敬心・研究ジャーナル』2卷.2号, (2022年12月25日取得 https://www.jstage.jst.go.jp/article/vetrdi/2/2/2_81/_article/-char/ja/).

2章 保育士の「専門職化」と「非専門職化」を考える

鵜沢由美子

1 本稿の問題意識と目的

保育士の専門性や労働、制度については、多角的に調査研究が進められている。保育学の分野では「保育の専門性」についての議論が活発に行われ、中でも2000年代に入り急速に論文数が増え関心が高まっていることが指摘されている（小笠原ほか 2017）。また、社会政策学の分野からは、保育施策の変容で市場化が進展し、保育労働の劣悪な実態が示されている（清水 2018、萩原 2022など）。社会学の分野では、専門職論において他の専門的職業とともに議論されてきた（天野 [1982]1984など）が、近年の保育をめぐる社会的情勢をふまえ、改めて専門職論で示してきたアプローチをふまえ検討する必要があると考えられる。本稿はこのような問題意識のもと、保育士の専門職としての在り方を検討することを目的とする試論である。

2 保育所等の制度的変遷と保育士の現状

まず、保育所の制度的変遷と保育士の現状について概観する。1947年、児童福祉法が施行され、「保育に欠ける子」のための児童福祉施設である「保育所」が国の制度として誕生した。1970年代は公立保育所を中心に増設され、東京都などの革新自治体を中心には保育士増員や待遇改善が進んだ。この背景には公共部門の労働運動がある。自治

体直営の公立保育所で勤務する保育士は1960年から1980年の20年間で7.2倍に増え、1980年代初頭の全保育士の約6割が自治体に雇用される正規職員であった（萩原 2022:17）。1980年には、入所児童数は約200万人に近づいた。

しかし、1973年、1978年のオイルショックの影響もあり、1981年に総理大臣の諮問機関として発足した第2次臨時行政調査会による行政改革において、保育所の新設抑制や運営費国庫負担率削減により保育供給を抑制する方向にシフトした。その結果、1986年男女雇用機会均等法の施行もあり増加したニーズに保育体制が対応できず、1990年代、特に都市部を中心に大量の待機児童が生じることとなる。

そして、1990年代前半のバブル崩壊を経て、2000年代には待機児童問題の深刻化で認可保育所の運営主体の参入規制が撤廃され、保育の市場化が進行した。民間参入のみならず、短時間勤務保育士（パート保育士）の導入や定員超過入所の容認などの規制緩和が進むこととなった。さらに、2004年度を初年度とする国と地方の税財政の三位一体改革により、結果として多くの自治体は公立保育所を維持する「政治的意志を喪失した」（萩原 2022:18）とも表される事態となつたのである。さらに萩原は、総務省は自治体に「公共施設等総合管理計画」を策定するよう求め、老朽化した公立保育所の廃止、統合の背中を押したことを探る（萩

原 2022 : 18). 保育所数は 1980 年代から 2000 年まで概ね 2 万 2 千か所で推移し、そのうち公立保育所は概ね 1 万 3 千か所を維持していた。しかし、2020 年、保育所数約 2 万 3 千か所のうち、公立は約 7 千か所とほぼ半減しているという。

そんな中、2003 年には児童福祉法改正により、保育士が国家資格となる。しかし、政府の規制改革会議の議論の過程においては、2007 年には研修を受講した子育て経験者が保育所で働くようにする準保育士の導入が提案され、2013 年には、保育者に占める保育士資格保有者の要件緩和及び保育所面積などの地方独自の上乗せ基準を縮小するよう厚生労働省がガイドラインを示すことが提案されている。このような規制緩和、市場化の動きは 2015 年にスタートした子ども・子育て支援新制度において進行、相当部分が制度化された(萩原 2022・清水 2018) とされる。

他方、2018 年には 10 年ぶりに保育所保育指針が改正され、「保育に欠ける子」のための児童福祉施設として始まった保育所が「幼児教育を行う施設」とも明記される変化が見出された。さらに、2022 年の 8 月 30 日、厚生労働省が、4 月 1 日時点の待機児童 2944 人となり統計史上過去最少と発表したことが注目される事態となっている。

次に、保育士の現状については、1 章で有効求人倍率が高く、保育士不足であること、現在の職場への改善希望事項については「給与・賃金の改善」が 6 割強と圧倒的に多く、次いで「職員数の増員」、「事務・雑務の軽減」等、労働条件に対する不満が多いことが示された。また、実際に平均賃金年収換算額が全業種平均に比べてはるかに低いとい

うデータも提示された。本章ではそれに加え、次節で分析するために必要なデータを提示しておきたい。非正規職にある保育士の比率が高いことである。公立保育園で働く保育士のうち、正規職員が約 46.5% に対して、臨時・契約・パート・アルバイト、派遣といった非正規職員が約 53.5%，私立保育園では正社員が約 61.1%，非正規社員が約 38.9%，全体平均は約 54.4% が正規雇用、45.6% が非正規雇用となっている(厚生労働省 2015)。

以上、本節においては、1990 年代以降、特に待機児童激増、保育所不足が社会問題化し、規制緩和政策のもと、保育の市場化、保育施設等や保育者の要件緩和の動きがあったことを概観してきた。さらに、保育士は低賃金で労働条件への不満が多く、非正規保育士割合の高さを示した。そのような中で、2003 年に保育士は国家資格となり、1 章でも記されているように、2008 年の保育所保育のガイドラインである「保育所保育指針」には、「保育の質の向上」という文言が初めて記載され、保育政策においても保育学研究者や保育現場においても保育士の専門性の議論が活発となっている。すなわち、保育士の国家資格化が図られ、専門性が議論される一方で、労働条件は厳しく保育現場では非正規保育士が半数近くに達している。さらには、非保育士が保育者として働く要件が緩和されている。このような状況を次節において、専門職論のアプローチを用いて考察していきたい。

3 専門職論から見る保育士

3.1 専門職論の3つのアプローチと 本稿の分析枠組み

社会学における専門職論のアプローチは、大きく三つに分類できる（鵜沢 2012）。一つ目は、専門性や自律性などの専門職の特性をめぐる議論をふまえ、その特性の獲得程度に従って、現実の諸職業の専門職化の程度を推し量る研究である。特性論的アプローチと総称される。「専門職」を理念型としてとらえ、それに近いものを「確立した専門職」（医師や法曹など：仕事上の高い専門性、自律性を有し、さらに高い収入と人々から尊敬を受ける社会的地位・威信を勝ち得ているとされる）、いまだその専門職化が不十分とされるのは「境界専門職」（薬剤師など）、「準専門職」（看護師や小学校教諭、保育士など）などと分類された。境界専門職や準専門職に分類される職業従事者は、独自の専門的知識・技術を占めていると人々に確信させられないために、専門職としての完全な地位を得られず、威信が低く、安い収入しか得られていないとされる（Roos 2002:2259-2260）。なお、日本においては、天野正子が保育士など準専門職の研究に先鞭をつけたことが知られる。

次に、特性論的アプローチのもう一つの特徴として挙げられるのが、おおよそ「専門職－非専門職連続体説」を取っていることである。個別具体的な種々の職業に、専門職の特質がどの程度備わっているのかを検討する際、重要となるのが「専門職化」という概念である。これを天野は Millerson(1964:10)を引用して「一つの専門職が『理念型』としての専門職に接近して

いくプロセス」「『理念型』としての専門職のもつ重要な諸特質を獲得していくダイナミックなプロセス」としている（天野 [1982] 1984:86）。さらに、のちには「非専門職化」（専門職のもつ重要な諸特質を失っていくこと）という概念も提示された。

アプローチの二つ目は、この特性論的アプローチを批判する潮流で、その中心は権力論的アプローチである。このアプローチでは、専門職の特性と見なされているものは、当該専門職が必ずしも有しているものではなく、専門職従事者はあたかもそれを有しているがごとく民衆に確信させる権力を有しているとみる。

これに並行して、専門職の特性や理念型を捉える際に、伝統的な確立した専門職を模し、種々の専門職を文化的、歴史的に画一的、単一的に捉えることや序例化して捉えることへの批判的議論がある。Halmos は、クライアントの身体かパーソナリティに働きかけることを主要な機能とする専門職 (personal service profession 医師や看護師、ソーシャルワーカーなど) と、そうではない専門職 (impersonal service profession) というように仕事の方向性で専門職を分類した(Halmos 1970:22 など)。保育士は、この personal service profession に分類されると考えられる。図書館司書を personal service profession として分析した Birdsall は、専門職の「知識」の構成が科学的知識に偏重していることに疑義を呈し、図書館司書に必要な直感的な知識や、規則を作り出す知識、援助のテクニックなどを提示した（Birdsall 1994=1996）。特性論的アプローチにおいて、中核的特質と見なされてきた専門的知識・

技術に関して、その多様性を検討し、専門職のあり方を多面的に捉えることは、専門職研究を豊かにする一つの方向性である。

ジェンダー視点をふまえた批判的研究からは、専門職化とは「男らしさ」の追求であり、女性排除の過程であると議論された。Yamは、伝統的な専門職の定義や特徴にジェンダーバイアスがあり、他の専門職との比較によらない看護職独自の専門職としてのあり方の追求を提示している(Yam 2004)。看護の知識の独自性は、患者のケアに必要とされる科学と神聖な知識とが結合したところにあり、他の医療専門職とは異なる、というYamの主張は、personal service professionの概念を提示したHalmosらの着想と共鳴するところが多いと思われる。

1980年代後半から1990年代に入り、専門職研究の中に新たな流れが生じてきた。専門職の規範的な価値システムとしての側面を再評価する動きであり、専門職を多面的に把握する第三のアプローチと見なすことができる。このアプローチでは、権力論的アプローチにおける専門職の市場独占の強調は、プロフェッショナリズムの国家や法制機関への影響力の行使を過小評価するし、専門職の民主的、規範的な側面と、権力を行使する集団としての側面のバランスが諸専門職においてどのように現れているのかを検討している。また、これまで見られた英米中心の画一的専門職モデルへの批判から、当該専門職のプロフェッショナリズム自体が、国家権力が牽引するものか、あるいは専門職集団内部からのものかと、という軸も重要視されている。

以上、専門職論を概観してきた。本稿においては、以下、特性論的アプローチにおい

て、「準専門職」と分類される日本の保育士が、どのような専門職化もしくは非専門職化をしているのかについて、国家権力との関係性も視野に入れて検討を試みたい。

3.2 保育士の「専門職化」と 「非専門職化」

前述のように、天野は「準専門職」の研究に多大な影響を与えたが、天野が挙げた専門職の特性、要件は①理論的知識 ②厳密な資格試験③職業集団④公共の利益 ⑤自律性（天野〔1982〕1984:85他）である。ここでは、②厳密な資格試験③職業集団について絞って見ていきたい。また、Roosが指摘したように、「確立した専門職」に付随する高い収入と社会的地位という側面からも検討していきたい。

保育士の国家資格は 「厳密な資格」たりえているのか

2003年、保育士は児童福祉法の改正により国家資格となり、その後政策立案側からも保育学の研究者や保育士側からも保育士の専門性の議論が活発になったことは先述した通りである。では、保育士の「国家資格」とはいかなるものだろうか。日本の国家資格を専門職論の特性論的アプローチから見てみよう。まず、最もその効力が高いと考えられる業務独占資格（その資格がないと当該職業に就くことができない資格）には、「確立した専門職」医師・法曹などが該当する。次に効力が高いと考えれる「必置資格」（事業場に一定の割合で資格を持っている人を置かなければならないと法令で定めら

れた資格)は、「境界専門職」と分類された薬剤師などが該当する。最後に、保育士が分類される「名称独占資格」は、資格を持つている人だけがそう名乗ることのできる資格である。名称を独占することが法令に基づいて認められているが、資格がなくても資格者と同じ業務ができるということである。

国家資格となったことは専門職としての地位獲得に一定程度貢献したと言えようが、このような「名称独占資格」の性質は、保育士の業務を、研修を受講したに留まる人が担うこと可能としている。実際に、2015年度の新制度以降、保育士でない人が保育現場で保育者として働く機会はさらに増大している。例えば、朝夕こども数が少ない時間帯は保育士が一人いればもう一人の保育者は研修を受ければ資格がなくてもよいということになった。同じように「準専門職」とみなされることの多い看護師は、日本の国家資格では業務独占資格に分類される。当該専門職の業務範囲の非資格者の排除は、専門職化の重要な要件であり、さらには業務拡大が目指されるところを、むしろ専門職性を侵食されているとみなすことも可能だろう。

財政困難な中、待機児童が激増し保育所・保育士不足への対応として、要件緩和が進んでいるが、国家資格という「餉」を与え、その内実を骨抜きにした政策が進められてきているといえるのではないだろうか。

このような政策が、保育において最も大事な「子どもの安全を守る」ということに影響する可能性もある。前田正子は、認可外保育所で保育事故が多いことの原因として、保育士の要件や施設面で認可保育所の基準を下回っていることを挙げている(前田

2017)。少子化が進み、保育の量より質が問われるようになった今日において、見直しが急務であるように思われる。さらに、保育士の資格取得は大学・短大・専門学校のみならずその他の養成施設の養成課程を修了することと保育士試験を受験する方法がある。日本における専門職は業務独占資格が必要な専門職においても、その資格取得方法は厳密な資格試験とは言えない場合が多いので(鵜沢 2012), 保育士に限ったことではないが、「保育の質」を担保する際の課題の一つともなろう。

保育士の職業集団と保育士の 収入・社会的地位について

次に、保育士の職業集団について述べたい。萩原は「保育分野の営利・民営化、多事業化によって、職能団体としても、労働組合としても、保育士の組織化基盤は掘り崩されている」ことを指摘する(萩原 2022:19)。労働組合についていえば、公立保育所が主流だった1970年代半ばに保育士の労働組合組織率は約4割で労働条件向上に力を発揮したが、萩原の2021年調査では組織率は1割程度に減ったという。また、保育所の民営化を受託する事業は公立保育所より低い人件費で請け負うので、結果として民間保育士の所定内給与は大きく落ち込むことになった。常勤保育士一人分の公定価格でパート保育士2人を雇えることで保育現場のパート化がさらに加速する可能性もある。専門職化の過程では、まずその職業がフルタイム労働になることが第一歩と見なされてきたが、日本の保育士は逆の道を進んでいる。すなわち非専門職化の側面を有する

と指摘せざるを得ない。

上からのディプロフェッショナライゼーション ＝非専門職化

McClelland は、国や文化により専門職化は異なり、「内側からの (from within)」プロフェッショナリズムと「上からの (from above)」プロフェッショナリズムがあると指摘した (McClelland 1990)。日本において専門職は、明治維新以降政府の強いイニシアチブのもとに導入されてきた職種であり、以後官僚機構の強い影響のもと展開してきた (石村 1969)。保育士という「専門職」においては、資格、職業集団と社会的経済的地位という側面から見て、国家資格という「餉」を与えられつつも、保育所・保育士不足に対し、民営化・無資格者を多用することで量的緩和を図った政策による「上からのディプロフェッショナライゼーション＝非専門職化」が見いだせることが示唆されよう。

3 まとめにかえて—保育士の プロフェッショナリズムを 支えるために

待機児童問題から保育所等・保育者に関する規制緩和政策の中で、保育士における「上からの非専門職化」の動きが見出された。

しかし、少子化が加速し 2022 年 4 月末には待機児童数が過去最少となる一方、子どものバス置き去りや保育士による虐待など保育現場での事件事故が社会問題となっている。保育の「量」から「質」への転換が、

社会からも強く求められている¹。また、政策立案の側からも 2018 年には 10 年ぶりに保育所保育指針改正され、保育所は養護および教育施設と位置付けられ、保育士の質を高めるキャリアアップ研修に関するガイドラインも示されている。

筆者は、保育の質を追究するにあたり、改めて専門職の特質でもある保育士の専門性を検討し、それを保育士独自のものとして示すことが一つの方策であると考えている。それには、保育士の専門性（専門職性/専門職としての特質）について、personal service profession (Halmos 1970:22 など) である側面やジェンダー視点からの Yam の主張などを参考に検討することが有効ではないだろうか。5 章 1 節において保護者（母親）に対する調査結果の分析からその一端を試みる。

[注]

1. 日経経済新聞記事参照。2022年8月31日「保育『定員割れ』を改善の好機に」（中外時評），同年9月2日「待機児童減は単なる通過点だ」（社説）など。

[文献]

天野正子，[1982]1984, 『転換期の女性と職業』(第2版) 学文社。

Birdsall, W.F., 1994, The Myth of Electronic Library Westport: Greenwood Press. (=1996, 根本彰訳, 『電子図書館の神話』勁草書房)。

萩原久美子, 2022, 「公共部門の雇用が生み出すジェンダー不平等を考える」『生活協同組合研究』vol. 556:14-22.

Halmos, P., 1970, The Personal Service Society. Constable.

石村善助, 1969, 『現代のプロフェッショナル』至誠堂。

厚生労働省, 2015, 「保育士等に関する関係資料」(2022.8.27 取得

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-00001000-koyoukintou-jidoukateikyoku-soumuka/s.1_3.pdf).

前田正子, 2017, 『保育園問題』中央公論社。

McClelland, C. E. , 1990, "Escape from Freedom? Reflections on German Professionalization 1870–1933," Torstendahl, R. & Burrage, M. eds. The Formation of Professions: Knowledge, State and Strategy. Sag: 97–113.

Millerson, G. , 1964, The Qualifying Associations- A Study in Professionalization Routledge.

小笠原文孝ほか, 2017, 「保育現場の視点から捉えた『保育士の専門性』議論の再考」『保育科学研究』8:84-92.

Roos, P.A, 2002, "Professions," Encyclopedia of Sociology(Second Edition) 3, Macmillan Reference : 2259–2265.

清水俊明, 2018, 「市場化が進む保育施策と保育労働の実態」『社会政策学会誌』9(3):29–43.

鵜沢由美子, 2012, 「専門職(profession)をめぐる研究の動向と今後の課題」『明星大学社会学研究紀要』32:27–42 .

Yam. B. , 2004, "From vocation to profession: the quest for professionalization of nursing," British Journal of Nursing 13(16): 978–982.

3章 児童福祉施設（保育所以外）における保育者の専門性

太田由加里

1 最近の子どもや保育をめぐる動向について

2022年11月に報道された数名の保育士による園児虐待は、子どもと保護者に大きな衝撃を与えた。また9月には送迎バスに園児が放置され死亡するなど事故が続いた。その一方で待機児童数は2,944人と過去最少になり、その減少はここ数年、保育園数を増やす対策が功を奏している。しかしその結果、保育室の面積基準を緩めにしたり、園庭がなくても近くの公園に行けばよいことにして保育所設置の基準を緩和してきた。子どもの育ちを考えた園庭の有無よりも駅前保育所など保護者にとって預けやすい保育所の増設が続いた。待機児童数が過去最少になった今後、量よりも質を重視した保育が求められる。特にコロナ禍で子どもや女性の自死が増加、ひとり親家庭（特に母子家庭）の経済的困窮、父子家庭の家事支援、ヤングケアラー、子ども食堂の増加など子どもをめぐって社会的に困難な状況が拡がっている。

それらの状況に対応するべく2023年4月に子ども政策の軸となる「こども家庭庁」が新設され、子育て支援や子どもの貧困対策、児童虐待防止、少子化対策といった幅広い分野をカバーすることになっている。さらに子どもの権利を守る基本理念を定めた「こども基本法」も成立、「すべてのこども」

がその対象となる。従来の児童福祉法と異なる点は、子どもに関する年齢制限ではなく「心身の発達の過程にある者」とされ、「子どもが権利の主体」として位置づけられている。その柱として、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、そして「愛される権利」が示された。「子どもの意見表明権」や「参画する権利」、「最善の利益」についても触れられている。保育の現場は乳幼児期から子どもの権利が保障される場でもあり、その「質」の確保が必須である。

さらに2022年6月には児童福祉法の改正も行われ、児童相談所における「一時保護の要否」を裁判官が判断する司法審査制度の導入など、今までにない分野を超えた他機関との連携が始まる。この改正は、先述の「子どもの意見表明権」を尊重することに重点をおき、児童相談所の一時保護や施設入所の際、子どもの意向を把握・重要視する内容となった。

幼い子どもであっても子どもの気持ちを優先、傾聴するという姿勢が示されている。

また児童養護施設や里親家庭で育つ若者が自立支援を受ける18歳までの年齢制限を廃し、最長22歳まで、場合によっては22歳以降でも施設で暮らせるように2024年4月からの施行予定となっている。最近、社会問題となっているヤングケアラーへの対応も訪問型の子育て家事支援制度を新設、子どもたちの暮らしに身近な市区町村がそれ

を活用できる方向に動いている。ただこれらの動きも先述した保育所の増加と同様、児童福祉施設における役割を増大する（子どもの年齢の幅を18歳から22歳以降まで広げるなど）もののそれを担う人材についての新たな方針は見られない。政策ありきでそれを担う人材の確保が追いついていない。子どもをめぐる動きとして、従来に比べて他職種や他機関との連携、子ども主体、子どもを年齢で規定せずその状況に合わせた対応をするなど、これまでにない変化が始まっている。

2 児童福祉施設（保育所以外）における保育士の役割

1で述べたように子どもをめぐる社会的状況は厳しさを増し、法制度もそれに対応すべく動いている。しかし保育の場で直接子どもたちに関わる保育士の労働環境については、賃金や待遇に関する新たな見直しはない。先述した園児虐待についても保育士だけの処分にとどまり、なぜ保育士が虐待にいたったのか、その経緯や状況を詳細に把握してその改善につなげていく動きは現時点で見られない。保育士の配置基準は徐々に見直されてはいるが、その配置基準を満たしているから「保育の質」が充分に確保できるというわけではない。特にこのコロナ禍という社会にとって想定外の事態で保育所も開所を余儀なくされるなど、保育士の負担は増している。

尚、保育士は「保育園保育士」だけでなく「児童福祉施設（保育所以外）における保育士（以下、施設保育士）」も存在する。保育士は保育所、保育所以外の児童福祉施設、さ

らに地域の子育て支援に対応するなどその活動範囲は広い。そして日々、幼い子ども一人ひとりの命を預かりその責務も重い。活動範囲が広く、個別の責任も重いという量質の両方を日常的に求められる職業である。

本項では、児童福祉施設（保育所以外）保育士に焦点をあててその現状と課題について概観する。施設保育士が働く施設は、助産施設・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・障害児通所施設・障害児入所施設・幼保連携型認定こども園・児童厚生施設・児童発達支援センター・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センターなどがある。これらの施設は、すべて子どもたちとその保護者が対象である。例えば乳児院は原則として乳児のみを預かり、日々の成長に寄り添って原則として食事やおむつ替えなど直接的なケアを行っている。一方、障害児入所施設では子どもたちがそれぞれ異なる障害を持ち、家族が日々ケアすることが困難な場合に子どもを預かっている。母子生活支援施設では保育士は母と子の日々の直接的なケアはもちろんのこと、母親の就労や自立のための援助などにも関わることになる。社会的養護が必要な子どもたちを預かる児童福祉施設はそれぞれ固有の機能を持ち、障害や医療的ケア、多様な背景を持つ子どもたちを受け入れている。そこでは保育だけでなく医療、教育、福祉、司法機関、地域などと連携することが必要不可欠である。各施設の保育士は、虐待やネグレクトなどの要保護児童だけでなく、国外にルーツのある子ども、ヤングケアラー、保護者支援、地域支援など多様かつ対応困難なケース対応も担っている。しかしこれまで厚生労働省から出されている指針には、保育

所が対象の中心であり、各児童福祉施設における保育士の専門性や保育の質に関する言及は見られない。厚生労働省は「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（2020）」や「保育の現場・職業の魅力向上検討会（2020）」などの報告書を出し、働き方改革などをうたっている。今後、さらに各施設の専門性が求められるとすれば、各施設の固有の目的に沿った保育士の専門性や「保育の質」も考えられなければならないだろう。例えば母子生活支援施設では、保育士は社会福祉士、公認心理師、看護師、栄養士などチームで子どもや保護者の最善の利益を追究している。特に社会的養護が必要な児童福祉施設の「保育の質」は、保育士の専門性の追究はもちろんだが分野を超えた他職種や他機関との連携や子どもが成長する長期にわたる「保育の質」が求められる。

3 児童福祉施設における保育者の専門性とは

保育所保育指針（厚生労働省 2018）では、保育者の専門性に関して「地域社会に内在する保育ニーズの多様化に対応」すること、特に子どもの貧困・児童虐待・医療的ケアが必要な子ども・発達障害・精神的課題を抱える保護者への対応などが求められるとしている。さらに直接的な子どものケアに加え、地域を対象としたメゾ領域での役割も付加されると言及している。保育者は子どもや保護者支援のために課題解決プロセスに参画しながら適切に関与する専門性も求められている。保育者は従来の保育だけでなく、保護者からの相談や地域での活動、地域に

おける子育て支援の拠点づくりなど、福祉的対応を行うソーシャルワーカー（SW）やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）などの役割も併せて担うことになる。保育者の専門性は保育の場だけでなく、施設外の複合化した課題に対応することが求められる。

我々が行ったアンケート結果では、保育者の専門性を保護者の視点から見ると「子育てを担う保護者を勇気づけてくれる」、「子育ての不安を解消してくれる」など、日々の子育てにおいて保育者の声かけや励ましは保護者の大きなエンパワーメントになっていることがうかがえた。またジェンダー視点との関連では、保育は子どもに接する仕事で子育ての延長線にあり、誰でもができる、子育てには女性性が適しているという考えがいまだ根強く、保育士の95.8%が女性である（2020年 厚労省データ）。保育所や乳児院の乳児保育は女性性、母性が求められ男性保育士が担当したくても入れてもらえない現状もあるという。保育のような子どもに対する直接的なケアは生きることの根底にある営みとされ、ケアすることは母性、女性性というジェンダーに結び付けられながらシャドウ・ワーク（支払われない仕事）としてその価値が認められにくい。

今回、行ったアンケート結果からも「子どもの発達」に関する不安や心配が多いが、それらのニーズに保育士が充分対応できる時間と精神的余裕のある働き方など労働環境の整備が重要である。保育の質や保育者の専門性は、保育士が独自で作り上げるものではなく、子どもや保護者との対話や先述した他職種や他機関との連携のなかで構築

されるものと考える。保育の「質」についての議論は今までそしてこれからも続いていくことだろう。園児虐待や送迎バスでの放置などの事故が起きた場合、それを一保育所の事象として繰り返すことなく、その経緯や原因を把握・分析、どのような要因でその事故が起きたのか、省察する必要がある。

一人の子どもの命を預かり、乳幼児期から若者にいたるまでの時期に教育や福祉、遊びなど子どもにとってどれだけ豊かな環境を提供できるか、どのような保育者がそれに関わり希望ある若者が育つかが「保育の質」を高めることになる。「保育の質」を作り上げる保育者の「質」の高さは重要で、それらは労働条件の質の高さにも通じる。

特に 2020 年 2 月、コロナ禍で学校の休校

宣言が出されたが保育所に関しては感染症対策を講じつつ開所するように厚生労働省から通知が出された。保育士は感染予防をはじめとする状況への対応に迫られ、保育士自身が自らの子育てとの両立ができずに辞めていく数も増えた（ダールベリほか 2022）。今後、コロナ禍だけでなく自然災害の対応なども含め、保育士の役割や専門性は守備範囲を広げていくことになる。保育所保育士だけでなく、保育所以外の児童福祉施設での保育士の専門性もますます増すばかりである。現在、夜間の大学院などで保育士が保育の学び直しを行ったり、自らの実践を言語化しようと学びを深めているが、学びの機会を保障していくことも専門性を高める一つの重要な取り組みとなるだろう。

〔文献〕

- 近藤幹生・幸田雅治・小林美希編、本田由紀・普光院亜紀・川田学・池本美香・後藤英一編、2021,『保育の質を考える－安心して子どもを預けられる保育所の実現に向けて』明石書店。
グニラ. ダールベリ・ピーター. モス・アラン. ペンス, 2022,『「保育の質」を超えて－評価のオルタナティブを探る』浅井幸子監訳. ミネルヴァ書房.
秋田喜代美・松本理寿輝監修、東京大学大学院教育学研究科付属発達保育実践政策学センター・まちの保育園・こども園編, 2021,『保育の質を高めるドキュメンテーション園の物語りの探究』中央法規.
厚生労働省, 平成 30 年,「保育所等における 保育の質の確保・向上に関する基礎資料」.
厚生労働省, 平成 30 年,「保育所保育指針解説」.

4章 学童保育指導員の専門性

田口久美子

1はじめに

本稿では学童保育¹⁾（放課後児童クラブ）の指導員²⁾の専門性について、多角的に検討していくことを目的とする。共働き家庭の増加や経済的な事情などを背景に、小学校の児童が放課後を過ごす場として学童保育への期待が高まっている。全国学童保育連絡協議会（2022）の調べでは、2022年5月1日現在、入所児童数は前年より約4万人多い134万8,122人であり、2018年から増加し続けている。また、受け入れ施設である学童保育も2022年をのぞいて増加し続け、24,414施設である。

学童保育へのニーズの高まりとともに、入所児童や施設が多くなってくると、子どもの健全育成にかかる保育の質の検討は必ずである。保育の質の議論には、施設のスペースや児童一人当たりの専用面積、おもちゃや遊具などの物理的な環境に加え、指導員の人数や力量などの人的側面からの検討

が必要である。なかでも、一人ひとりの指導員がいかに子どもを理解し、子どもと関わり、人格的な発達を促進するのかは、学童保育の主たる目的である児童の健全育成にかんがみ、非常に重要である。

本稿では、こうした観点に立ち、学童保育の指導員の専門性について、これまでの研究レビューを参照しつつ、専門性についての新たな視点の抽出を試みる。

2学童保育の現状

2.1 学童保育の法制度の歴史

学童保育の指導員（以下指導員）の専門性の検討に入る前に、本項では全国学童保育連絡協議会（2019）を参考し、学童保育の法律や制度、法制化にむけての運動を歴史的に概観しておきたい。まずは、1966年以降の大きな流れをフォローしておく。

- 1966 文部省が「留守家庭児童会保護事業」を開始
- 1973 全国学童保育連絡協議会が、国の制度化を求める第1回の国会請願（8万人の署名）
- 1990 全国学童保育連絡協議会が政府（内閣総理大臣、厚生大臣）に要請行動（100万人余の要請署名を添付）
- 1990 全国学童保育連絡協議会が政府（内閣総理大臣、厚生大臣）に要請行動（100万人余の要請署名を添付）
- 1997 児童福祉法が改正され、学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化
- 2007 厚生労働省が「放課後児童クラブガイドライン」策定
- 2012 「子ども・子育て支援法」成立、「児童福祉法」改正

2014 厚生労働省が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定

2015 厚生労働省が「放課後児童クラブ運営指針」策定

1966 年に文部省が「留守家庭児童会保護事業」を開始して以降、全国学童保育連絡協議会などが中心となって法制化の国会請願などの運動や署名を経て、児童福祉法が改正され、学童保育が法制化されたのが 1997 年であった。文部省が学童保育の事業を開始してから法制化までにおよそ 30 年の年月がかかったことになる。学童保育は以下のように規定された。

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等³⁾により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項）

ただし、市町村の責任や施設・職員などに対する「最低基準」があいまいであること、財政措置が不明確で、奨励的な予算補助や金額が少ないなどの問題があった（全国学童保育連絡協議会 2019）。

そこで、2007 年に厚生労働省が「放課後児童クラブガイドライン」（以下ガイドライン）を策定し、学童保育運営上必要な必要な基本事項を定めた。ただしこのガイドラインは、児童の健全育成における「望ましい方向」を示したにすぎなかった。

2014 年には 2012 年に成立した「子ども・子育て支援法」成立と児童福祉法の改正とともに、厚生労働省が「放課後児童健全事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基

準」）を策定した。市町村が放課後児童健全事業にかかる条例を定めるあたり「従うべき基準」⁴⁾と「参酌すべき基準」を設けるとともに、「最低基準」として、児童が明るく衛生的な環境において、素養があり適切な訓練を受けた指導員の支援により心身の発達を保障するものとした。また、指定の研修などを要件として放課後児童支援員を創設した。

2015 年には「基準」に基づき、放課後児童保育での子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援に関して「放課後児童クラブ運営指針」（以下「指針」）が発出された。総則、事業の対象となる子どもの発達、放課後児童クラブにおける育成支援の内容、放課後児童クラブの運営、学校及び地域との関係、施設及び設備、衛生管理及び安全対策、職場倫理及び事業内容の向上の 7 章構成になっている。

第 1 章総則趣旨において、放課後児童クラブ（以下学童保育）の運営主体が学童保育の質の向上と機能の充実に努めることや、放課後児童健全育成事業の役割や学童保育における育成の基本が記されている。また、学童保育の運営主体の責任、その意義と育成の基本が総則において示されたことは、学童保育の社会的な位置づけや学童保育指導員の専門性の醸成にかかわって、非常に画期的であった。

さらに、総則において、発達段階に留意した健全育成や児童の権利条約に基づき、子どもの最善の利益を考慮した育成支援の推進が掲げられた。これを踏まえ、第 2 章では

子どもの発達について、発達段階に応じた遊びや育成支援の方法が具体的に記されている。その他の事項についても、労働環境整備や適正な会計管理及び情報公開をはじめとして運営に関する重要事項などが加えられている。

2.2 学童保育の現状

「指針」が発出されてから 7 年以上が経過した現在、学童保育の実態はどうだろうか。学童保育連絡協議会(2022)を参照し、現状を把握しておきたい。待機児童は 1 万 5,506 人であるが、すべてをカバーできていない可能性も否定できない。在籍人数については、「基準」では一支援単位⁵⁾でおおむね 40 人以下とされているが、「基準」が参考基準であるため、大規模化した現状の追認や「条例基準」に 経過措置を設けて容認している市町村もあるという。新型コロナウィルスの感染予防にかんがみ、児童の健全育成を踏まえ、「基準」での児童一人当たりの専有面積 1.65 m² や一支援単位あたりの子どもの人数は、さらなる検討が必要であろう。

3 学童保育指導員の専門性

3.1 学童保育指導員の専門性に関する研究のレビュー

学童保育指導員の専門性の研究について、学童保育が法制化されてから多くなされるようになった(二宮衆一 2019)。そこで、法制化以降の指導員の専門性について、2001 年に創刊された『学童保育研究』に

依拠しながら、研究のレビューをおこなう。

このジャーナルは、1989 年～2000 年にかけて行われた「指導員の専門性を考えるシンポジウム」を発展させた「学童保育指導員専門性研究会」(以下専門性研究会: 現学童保育士協会)の議論が発刊の契機(松浦善満 2001)となっている。また、第 1 号から、「専門性」をテーマに組み込んだ論考が掲載され、専門性に関わる特集も、2004 年(第 5 号)、(第 7 号)、2017 年(第 18 号)、2019 年(第 20 号)と 4 回組まれている。

本項では、第 20 号での二宮(2019)による指導員の専門性の探求を参考しながら、専門性の研究の歴史を概観する。二宮は、専門性研究会による、指導員の専門性についての先駆的な調査研究をもとにした研究成果として、植田章と坂口正軌による研究をあげている。

植田(2006)は専門性研究会の到達点を踏まえ、3 つの専門性について言及した。①個々の発達課題をとらえた働きかけによる自己形成の促進、②生活づくりやあそびの指導、集団づくりに関わる知識や技能、③保護者・学校・地域との関係づくり、である。

坂口(2006)は、指導員の専門性として、①子ども理解と洞察できる知識と技能②子どもと共に豊かな生活をつくっていく知識と技能、③集団づくりの技能、④さまざまな生活や遊びの場面で個々の課題を明らかにし、意欲を引き出し、発達を促す知識と技能、⑤個々の親の子育ての共同化を支え、共に子どもを育てる知識と技能、⑥働く親と家族の生活を支え、励ます知識と技能をあげている。

こうした研究を土台として、指導員の専門性に関する理論研究として、松浦(2001)

の研究が紹介されている。松浦は、学童保育という地域空間において子どもの発達を実現するための指導員の役割として、アニメーター（子どもの文化形成にかかわる専門職）としての役割、子どもや親の要求や悩みを聴きとり、地域社会の多面的なコミュニケーションができるコミュニケーターとしての役割、地域における発達環境コーディネーターとしての役割の3つをあげている。

これらの専門性に関する研究の成果として、二宮は、指導員の専門性の内実が明らかになったことと、こうした専門性が指導員の研修やカリキュラムに反映されたことを示唆している。具体的には、「子どもを理解し、関わる力」、「学童保育を運営する力」、「保護者や地域とつながる力」の3つの専門的力量が、「実践を省察する力」とあいまって、「放課後児童支援員」の認定資格研修カリキュラムや「学童保育士」⁶⁾の資格認定に生かされているとしている。

さらには、国による「放課後児童支援員」の資格認定の開始に伴い、専門性研究の視座が、資格化を意識した専門性研究から、専門的力量形成へとシフトしていると指摘している。

そして、教育学からの知見を交えながら、専門的な知識・技能の受動的な学びではなく、指導員の日々の実践の反省的な省察と主体的な学びに基づく専門性の醸成が示唆されている。こうした受動的学びから主体的な学びへの転換は、第1章の上野の論考における保育士の専門性についての、現場と研究者のとらえ方の違いの議論に通じるところもある。

二宮（2019）に基づけば、指導員の力量形成に資する研究は、緒に就いたばかりとい

えるだろう。そうした点を踏まえ、指導員の専門性を多方面から検討していくことは、非常に重要な意義がある。たとえば、働きながら子育てをしている保護者がどのような悩みをもち、学童保育（指導員）にいかなる希望を抱いているかを把握することは、保護者や地域との連携性という専門性の高まりに寄与するにとどまらず、5章での鵜沢・田口の指摘にみるように、ジェンダーを視野に入れた専門性の発掘にもつながる。

指導員へのアンケートやインタビューをとおして、指導員自身が日々の実践においていかなる困難や悩みを持っているのかを把握することもまた、二宮（2019）のいう、実践知の専門的な理解や知識への融合の高まりに資するのではないだろうか。

そこで、災害時における学童保育の状況を調査した筆者の研究の再分析を通して、学童クラブ指導員の専門性について考察していく。

3.2 指導員の専門性の検討-

東日本大震災から3年後の調査研究から

筆者は、東日本大震災後の子どもの発達を把握し、教育や保育に生かすことを目的として、2014年6月から2015年3月にかけて、指導員や小学校の教師への聞き取り調査、ならびに学童保育所へのアンケートを行った（田口、2017）。研究で用いた資料の中から、まずは震災発災直後の小学校長の言葉に対するA指導員の語りを抽出する。

教育委員会と福祉事務所なので、学童はどうするんだっていう言葉、校長先

生に言われて……学童の子どもはどうするんだって言われて、一緒に避難をお願いしますとは言ったんですけど、一番最初に感じたことは、どうして同じ小学校の子どもなのに、そこで分けるんだろうなっていうのが、ちょっとびっくりしましたね。校庭に避難しても、一緒に置かないで、学童は……こっちは学童、学童なんですけど、じゃあ学童は、その時別に、別行動で避難出来るわけないじゃないですか。（中略）それはちょっと校長先生の言葉は、なんかちょっとひどい、ひどいんじやないかなって……びっくりしましたけどね。（田口 2017:41）

また、別の学童保育所のB指導員も、学童保育と小学校の連携の難しさを吐露している。

もっとこう学校さんと行政との連携を深めて、お子さんを横でつながって見るよう出来ればと思うんですけども……なかなか難しいのかな……と思うところもあります。（中略）学校さんとは仲良くさせていただいてるんですけども、三者間というと、なかなか難しいのかなと。（中略）小学校の先生方は、よくはしてくださいっててるんですけども、学童保育を肯定的に捉えていて下さる方もいれば、ちょっとな……と思う方もいるので、…笑い……（田口 2017:41）

二人の指導員の語りから、日ごろから、学童保育と小学校の連携が難しいことが推測される。そしてその連携の難しさは東日本大震災という未曾有の災害においても現れ、

同じ小学校に通う児童でありながら、学童クラブを利用している児童を「分断」するような校長の対応にたいするA指導員の悲しみと憤りを生み出している。

この「分断」の背景として、B指導員の語りから、学校の教師（管理職）が、指導員にたいして、否定的、もしくは「見下す」ような態度をとっていることが推測される。「見下す」のは、これも推測に過ぎないが、「専門性の優劣」や免許・資格の有無（種類の違い）、給与の差によるものと考えられる。

一方で、学童保育へのアンケート（30か所）での、「児童クラブの保育について現時点で困っていること、支援が必要と思っていること」（2015年3月時点）の1位は「子どもが家でいい子にしている分、児童クラブでの発散がすごい」（16か所が選択）であった。被災して数年たっても心が落ち着かない子どもたちが、家でも学校でもなく学童保育で気持ちや要求をぶつけ、吐露する様子がうかがわれる。このことは、B指導員の次の語りによって、より具体的になる。

お家の方に対してもっと、これがほしいとか、忘れ物したのでママやってとか、そういう子どもなりの要求を通そうというのが少ない感じがします。（中略）私たちにはこうしたかった、ああしたかった、これが欲しかったっていう要望は色々言うんですよ。お家の状況とか、ママに言ったのに買って貰えなかったとか、本当はもっとママと昨日寝たかったのに寝れなかったとか。家族でどこか行こうと思ったけどダメになってしまってつまらなかつたとか、そういうような、些細な欲求や要望というのを、じゃあ、お家の方に言

ったのと聞いても、言わない。って言う子
がすごく多くて…状況を家族の方に伝え
ると、すごく驚かれます。（田口 2017:40）

なる可能性がある。

4 おわりに

震災で日常を破壊された子どもたちが、
生活をともに構築する指導員であればこそ
本音を吐露し、要求を打ち明けることが専
門性の文脈で説明されれば、指導員は自ら
の専門性に自信を持ち、教員との関係性を
好転させる契機となりうる。

また、指導員Bの子ども理解は、研究者
によるインタビューをとおして明確化された
可能性もある。実践者と研究者とのコミュ
ニケーションは、指導員に実践そのもの
とらえなおしや新たな子ども理解をインス
パイヤし、実践知の生成や高まりの契機と

学童保育指導員の専門性について、法や
制度、専門性の研究から多角的に検討して
きた。法制化以降、学童保育をめぐる状況が
徐々に改善されてきたとはいえ、学童保育
は、いまだ多くの課題を抱えている。指導員
の専門性や力量形成の研究の継続的な発展
は、子どもの健全育成の充実をはかるうえ
で重要である。なかでも、研究者が指導員と
ともに専門性の探求にくみすることは、研究
者自身の省察や知の生成をともないなが
ら、学童保育の質の向上につながるのでは
ないだろうか。

[注]

- 1) 法令上、放課後健全育成事業をおこなう施設が放課後児童クラブであるが、学童保育、
学童クラブなどさまざまな名称が用いられている。本稿では、基本的に学童保育と称す
る。法令に基づく言及においてはこの限りではない。
- 2) 学童保育で子どもと関わる職員の名称についても、法制化の整備過程において、放課
後児童指導員、放課後児童支援員などの名称が使われてきたが、本項では基本的に指導
員と称する。法令に基づく言及においてはこの限りではない。
- 3) 等には保護者の疾病や介護・看護、障害なども含まれる。
- 4) 「従うべき基準」は2018年12月閣議決定、第198回国会により「参酌すべき基準」と
変更され、2020年4月1日に施行され、学童保育の質の低下につながりかねない変
更が行われた。
- 5) 「基準」において、子ども集団の規模を支援の単位としている。
- 6) 「学童保育士」は、日本学童保育士協会が発行している認証資格。

[文献]

- 松浦善満, 2001, 「学童保育の専門性と地域空間の再生」 『学童保育研究』 1:8-20.
- 二宮衆一, 2019, 「専門性研究の到達点をふまえた指導員の力量形成と学びの課題」 『学童保育研究』 20:19-29.
- 坂口正軌, 2006, 「指導員の仕事, 専門性, 要請内容を考える」 『学童保育研究』 7: 17-28.
- 日本学童保育士協会, 「認証資格」(2023年1月15日取得 <http://gakuhoshi.com/license>) .
- 坂口正軌, 2006, 「指導員の仕事, 専門性, 要請内容を考える」 『学童保育研究』 7:17-28.
- 田口久美子, 2017, 「東日本大震災後の子どもの発達について-幼児期から学齢期に着目して-」『心理科学』 38(1):38-54.
- 植田章, 2006, 「なぜ, いま仕事と専門性が問われるのか」 『学童保育研究』 7:8-16.
- 全国学童保育連絡協議会, 2019, 『全訂 学童保育ハンドブック～適切な運営の判断基準』
ぎょうせい.
- 全国学童保育連絡協議会, 2022, 「学童保育（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果について」(2022年11月17日公表) (2023年月15日取得, <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/pdf/pressrelease20221117.pdf>) .

5章 保護者（特に母親）が捉える保育者からの助力と専門性

—「保育の質と専門性を考える研究会」2022 アンケートから

鵜沢由美子・田口久美子

はじめに

保育者の専門性についての調査は、現場の保育士や保育士養成機関指導者に対して実施されることが多い（小笠原他 2017, 全国保育士養成協議会 2013 など）。しかし、1章で上野が記しているように、今後検討するべき事業のひとつとして、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめに、保護者に対する子育て支援が挙げられている。保護者が保育者の専門性をどのように捉えているかを把握することは重要であると考えられる。

本調査（「保育の質と専門性を考える研究会」2022 アンケート）は、保育のステークホルダーである保護者（特に母親）は保育者（保育士・学童保育指導員）からどのような支援や影響を受けてきたのかを把握し、保育者に必要な専門性を検討し、今後の研究に資することを目的として実施した。調査方法は、個人情報を取得しない方法（グーグルフォーム）によるアンケート調査であり、期間は2022年8月11日から8月21日までである。調査対象者は29名で、保育所に子どもを預けたことのある母親を対象とした。スノーボールサンプリングで実施したため、年齢は22歳から63歳まで、長子の年齢は

2歳から38歳まで、末子の年齢は1歳から33歳までと幅広くなっている。

1 保育所等保育士に関する分析

鵜沢由美子

本節では、保育所等保育士に関する回答から分析を進める。保育の専門性に関して、上野が1章で議論を整理しているのでここでは深く立ち入らないが、筆者は、現段階において、保育の専門性は、保育の専門的知識や技術（子どもたちの発達や安全を保障する知識・技術）とそれを実践しうるコミュニケーション力や共感力（子どもたちや保護者のニーズを把握し、臨機応変に個別にあるいは集団に対して対応するのに必要な力や保育者集団や多職種との連携力など）に大別されると考えている。これは、垣内国光（垣内 2011:14）が保育の仕事（労働）には2つの要素があり、それを「発達保障労働（子どもたちを豊かに育てその発達を保障する仕事）」と「共感共生労働（子どもの気持ちに寄り添いその人生を共有しケアする仕事）」としていることと通底するものである。しかし、垣内が2011年に論じてから10年以上経過した現況において、2章で論じたように子どもの安全も危うい事故が多

発する中、発達保障というだけでは不十分であるきらいがある。また、保育士の仕事は保育所などの子ども対応だけでなく、広く保護者や地域に開かれ、さらに3章で太田が述べているように活動の場が多様な児童福祉施設にも広がっている。共感し共生することが必要な相手は子どもにとどまらない。

そのように概念を拡張して用いることを踏まえたうえで、本節では「発達保障力」「共感共生力」という概念を用いて検討することを試みる。

1.1 保護者（母親）が子育てで困ったことや悩んだことについて

まず、小学校に上がる前の子どもを育てる上で保護者（母親）が困ったことや悩んだことについて見ていく。回答者はすべて保育所などに子どもを預け、保育士にお世話をになったことのある母親である。29件の回答のうち、困ったことや悩んだことが「とて

もあった」のは44.8%、「まああつた」も44.8%で「あまりなかった」のは10.3%にとどまり、多くの母親が困りごとや悩みごとを抱えていたことがわかる（単一回答）（図5-1-1）。

具体的に困ったことや悩んだことに対して、上位3つの項目を多い順に述べると、「子どもの健康や発達」（18人、66.7%）、「仕事と子育ての両立」（16人、59.3%）、「忙しい時子供の面倒を見てくれる人がいない」（13人、48.1%）となっている（複数回答）（図5-1-2）。最も多くの回答を得た「子どもの健康や発達」に関しては保育士の発達保障力が必要であることが示唆されよう。また、2番目3番目に挙げられた項目、「仕事と子育ての両立」「忙しい時子供の面倒を見てくれる人がいない」から、母親たちは忙しく、自分自身が仕事と子育ての両立に困っている様子が窺える。これらの項目には、子育てを支えるとともに母親への共感共生力が必要とされていることが推測される。

29件の回答

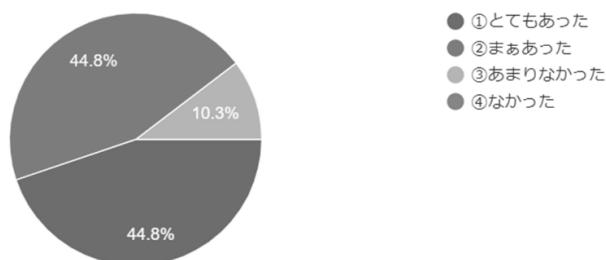


図5-1-1 小学校に上がる前の子どもを育てるうえで困ったことや悩んだことの有無

27件の回答

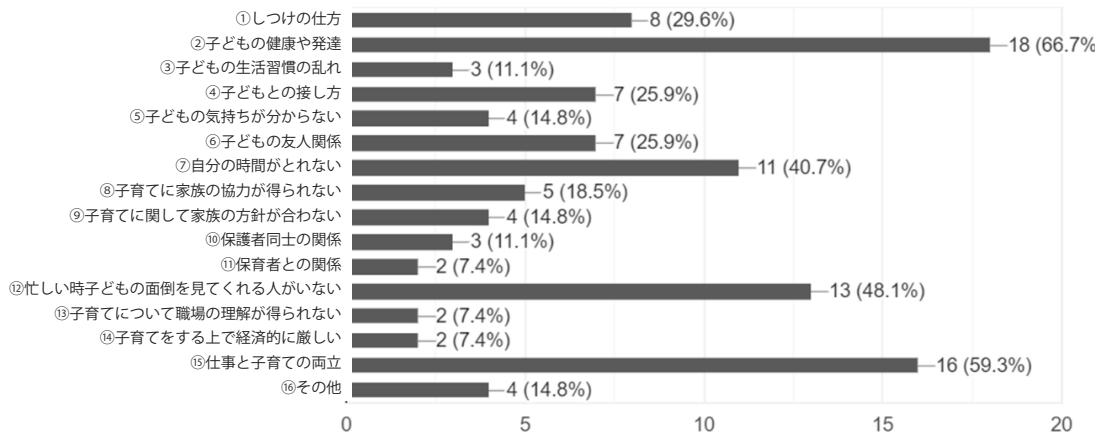


図 5-1-2 具体的に困ったことや悩んだこと

1.2 保育士から得た助力の子育てへの影響

次に、そのように悩みや困りごとを抱えている母親に、保育士からの報告やアドバイス等はどのような影響を及ぼしたのかについて見てきたい。

図 5-1-3 に示すように、「たいへん助けになった」が半数を超える 51.7%、「まあ助けになった」(37.9%)、「あまり助けにならなかった」(10.3%) となり、9 割近い母親が助けになったと回答している(29 人の単一回答)。

それでは、どのような保育士の言動が助けになったのだろうか。保育士の具体的な言動を自由記述で記入してもらった。まず、母親たちが困っていたり悩んでいた、子どもの健康や発達に関する内容で、保育士の、子どもに関わる発達保障を感じさせる具体的な記述を挙げる。

- ・食事や栄養・睡眠・年齢月齢・障害等に応じた発達への目配り/・子どもの性質や特

徴友達とのトラブル・保育所での様々な経験・家で見せない言動・成長等の報告/・子育てのお手本・遊びの方法の提示/・子どもの心理への助言：下の子が生まれて不安など/療育保育園での指導/ぼーっとする時間の必要性など

次に子どもや母親自身への共感を示し、精神的に支えている共生共感力を示す記述を挙げる。以下の記述から、保育士の共生共感力の裏付けとして、子どもの発達や働く母親の苦労に関する知識があることが類推できよう。

「いつも肯定的に捉えてくれた。」「息子がクラスメイトの助けを受けながら、少しづつ出来ることを増やしていることを都度報告して下さり、一緒に喜ぶことが出来ました。『今日は○○ちゃんが手伝ってくれて、△△が出来たんですよ』子育てる上でとても励みになりました。」「毎日、保育士から子どもの健康状態や生活の様子を詳しく知らせてもらうだけでなく、母親の苦労も気遣って、温かい励ましの

3-1. 保育園等（認可/無認可保育園、保育ママなど）で保育士から得た報告やアドバイス等はあなたの子育てにどのような影響を及ぼしましたか。（単一回答）

29件の回答

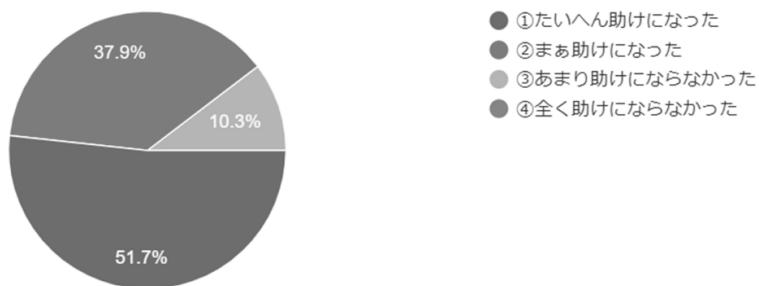


図 5-1-3 保育士から得た報告やアドバイスの影響

言葉を何度もいただき、心の支えになりました。」

1.3 母親たちが捉える保育士の専門性

最後に母親たちが保育士の専門性として捉えていることを見ていきたい（29人の複数回答）。上位3つの項目を多い順に挙げると「一人ひとりの子どもに目配りする力」89.7%，「子どもへの共感力」69%，「保育に関する経験の豊富さ」65.5%となっている（図 5-1-4）。

さらに、保育士の専門性として「その他」の自由記述（6件）には、以下の6件の回答があった（原稿ママ）。

「楽しく過ごし方、時間の無駄のない過ごし方、すばらしかった」

「色々な月齢、色々な障害の乳幼児に個別に対応して頂き、幼稚園入園時に園長先生に引継ぎまでして頂きました」

「集団の時は分け隔てなく、個々には寄り添った関わりは信頼と安心を強く感じました」

29件の回答

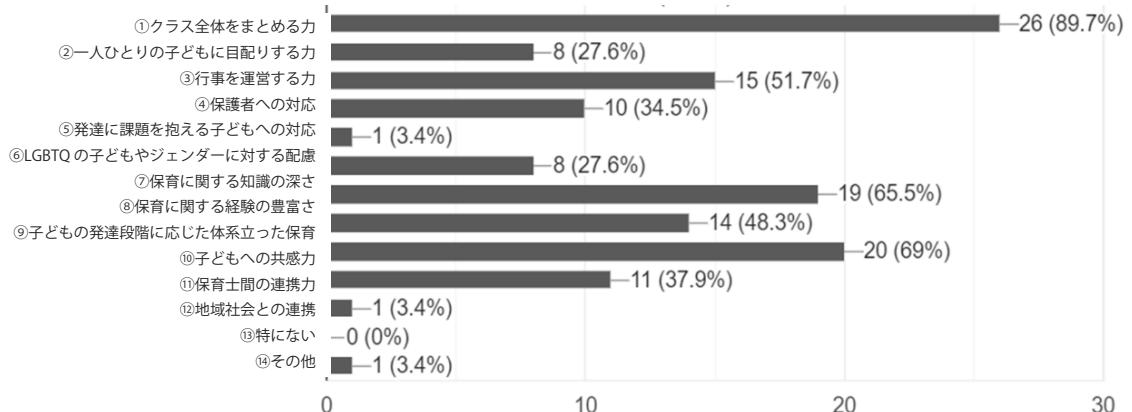


図 5-1-4 母親たちが保育士の専門性を感じたところ

「災害対策」

「子どもと接するとイライラしたりすることは多いと思うが、それを抑えて冷静に対応しているだろう点」

「保育士自身の経験も踏まえて、母親を支援しているところ」

ここに示された結果は、1章で「保育所保育指針解説書」(厚生労働省 2008)に示されているとする保育所の保育士に求められる主要な知識及び技術の6項目を十全に示していると考えられる。さらに、ここには子どもの発達保障にかかわる項目、いわゆる保育の専門的知識・技術「保育に関する経験の豊富さ」(65.5%)、「子どもの発達段階に応じた体系立った保育」(48.3%)、「発達に課題を抱える子どもへの対応」(34.5%)などが挙げられているが、それ以上に、「一人ひとりの子どもに目配りする力」89.7%、「子どもへの共感力」69%といった共生共感に関わる項目に専門性を認める回答が集まっていることにも注目したい。発達保障力の裏付けがあつての共感共生力であると考えられるが、2つの力が有機的に作用することこそが保育士の専門性となるのではないだろうか。さらに、「その他」の「災害対策」に専門性を感じたとする記述も刮目に値する。地震などの災害や新型コロナウィルスの感染等から子どもたちの安全を守る対策も保育士には求められているのである。

また、2章で示した特性論的アプローチを批判する第2のアプローチのうち、種々の専門職を画一的、单一的に序列化して捉えることへの批判的議論として personal service profession に関わる研究を取り上げた。そして、専門職の中核的特質とみなさ

れる専門的知識・技術に関して、その多様性を検討し、専門職のあり方を多面的に捉える重要性を指摘した。保育士においては、発達保障に関して資格取得の過程で学んだ知識がどのように現場で活かされるのか、また現場での経験や先輩保育士の助言、研修等を通じてどのように展開されているのか。さらに、母親たちが専門性と認める子どもへの共生共感力はどのように育まれていくのかを把握し、示していくことが重要であると考えられる。

1.4 小括

子どもが小学校に上がる前に種々の不安や悩みを抱え、仕事と子育ての両立て奮闘する母親たちに、保育所などで保育士が發揮する、子どもの発達や安全安心を保障する力と子どもや母親自身に共感し共生する力が大いなる助けとなり、かつ専門性と認識されていることが示唆される結果となつた。

しかし、約9割の母親たちが保育士の専門性と認めた「一人ひとりの子どもに目配りする力」は、保育士自身が心身にゆとりがある働き方ができて初めて可能になるのではないだろうか。また、母親たちがこの力を専門性と感じる機会は、1.2の具体的な記述からも示されるように朝夕の会話や保育ノートのやり取りなどからであろう。これも時間や人員にゆとりがなければできないことである。

財務省委託研究「発生主義を用いた地方自治体サービスのフルコスト分析」は「顧客満足度」を「保育の質」と定義したが、人件費が上がれば「保育の質」が上がるものでは

ないとしている。しかし、保育士が長時間の緊張度の高い勤務に悲鳴を上げ、保育士不足が続き保育現場の事件事故が社会問題になる中、保育士の労働条件を上げ、専門性を発揮してもらうことが「顧客満足度」につながり、「保育の質」を上げることになるのではないかだろうか。

2 学童保育指導員の専門性

本節では、学童保育指導員の専門性について、アンケートの回答をもとに考察する。

2.1 小学校に上がってからの子どもを育てる上で困ったことや悩んだこと

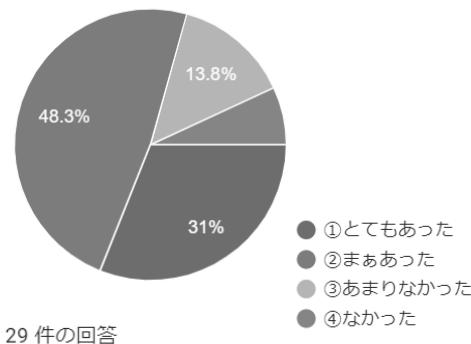


図 5-2-1 小学校に上がってからのお子さんを育てるうえで困ったことや悩んだことの有無

小学校に上がってからの子どもを育てる上で困ったことや悩んだことがあるかどうかについて、「とてもあった」と「まああった」をあわせて8割近くの母親が、「あった」と回答している（図5-2-1）。小学校に上がる前に比べてやや少ないものの、多くの母親が小学校に入学後の子育てについて悩みを抱えていることがわかる。

困りごとや悩み事の内訳は、「子どもの友人関係」が最も多く7割弱を占め、子どもの教育・学習が6割、仕事と子育ての両立が5割弱と続いている。小学校に上がる前の項目に比べ、子どもの健康や発達についての悩みや、忙しい時子供の面倒を見てくられる人がいないという悩みは減り、学習面や友達関係についての悩みが多くなっている。ただし、仕事と子育ての両立は、幼児期・児童期ともに多くの母親にとって悩みの種である。

自由記述では、障害のある子どもの学校と学童保育の受け入れ先をめぐっての困りごとなど、障害のある子どもの発達保障に関する悩みが3件、その他が2件であった。

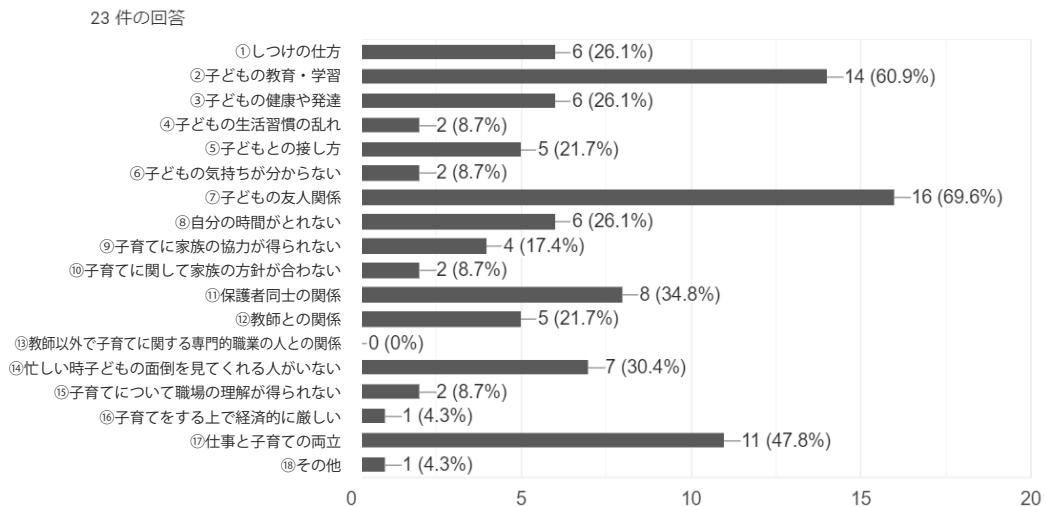


図 5-2-2 具体的に困ったことや悩んだこと

2.2 学童保育指導員から得た報告やアドバイスの育児への影響

それでは次に、保護者が指導員から得たアドバイスの育児への影響を見ていく。

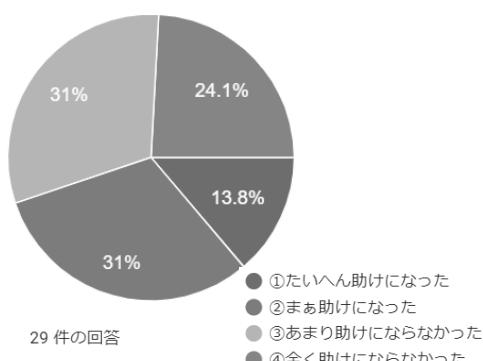


図 5-2-3 保育士から得た報告やアドバイスの影響

学童保育指導員から得たアドバイスが「たいへん助けになった」「助けになった」と回答したのは約 4 割半で、保育園などの回答およそ 9 割に比べると半数にとどまった。前項で発達に伴い心配事が少なくな

ることが確認されたこととも関連があると思われるが、「あまり助けにならなかった」「まったく助けにならなかった」の回答が 5 割を上回ったことを踏まえ、保護者の指導員の専門性に関する意識について、今後さらに詳しく調査する必要が確認された。

「助けになったアドバイス」(自由記述)では、家庭環境を踏まえての子どもの受け止め、障害や個人差を踏まえてのアドバイス、学童での子どもの様子を教えてくれたこと、お迎えが遅くなる時の見守り、などがあった。

「どのような助けがあったらよかったです」(自由記述)では、学童の区割り、学童での様子をもっと教えてほしかった、長期休暇中の給食、延長保育(の送迎)、学童の整備などがあった。「学童保育が未整備、あるいは整備が不十分で、夕方の時間が短かったりで、結局常勤の仕事はやめざるを得なかつた」という深刻な記述もあった。どれも、女性が仕事と育児の両立を継続していくう

えで、深刻な要望である一方で、保育そのものに直結する指導員の専門性ではなく、子育てと仕事の両立をめざすうえでの社会的な構造、いわばジェンダーに直結する要望が高位で上がっていた。

関連して、「助けになったアドバイス」での自由回答において、よい母親＝よい子を育てなければならない思いと現実との葛藤を2件紹介する。

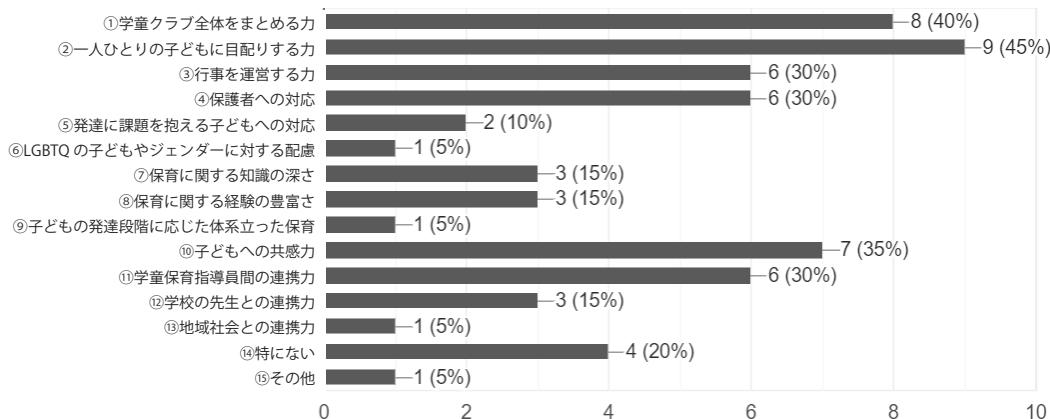
Aさん

「アドバイスよりも、ポジティブな声がけ（娘の良かった所、頑張っていた姿）を頂けたことがとても助けになりました。仕事と娘との葛藤がある中で、救われた言葉でした。先生方のポジティブな言葉がけが、私の気持ちの余裕をうんだと思います。その意味で精神的な助けになりました。」

Bさん

「・・ほかにも自分では気づけない子どもの良い面を教えてもらい、『私もなんとか育てられているじゃないか』と余裕をもてるようになりました」

20件の回答



Aさんのエピソードからは、仕事と育児を続けつつ「よい母親＝よい子」という社会からのプレッシャーにつぶれそうになりながら、学童クラブの指導員からの言葉により、娘のみならず子育てをしている自分が励まされ、子育てや親としての自信を高めている。Bさんのエピソードも同様に、指導員の言葉が、子ども・母親両方への自己有用感を高めている。

これらのエピソードより、子育ての負担が女性に多く課せられる社会の中で、「よい母親」へのプレッシャーを抱えがちな母親にたいし、指導員が子どもの良いところをほめ、そのことにより母親が「自らの育児」を間接的に評価されることで、母親が安堵し「よい母親」像から少し解放されることが推測される。

2.3 母親たちが捉える指導員の専門性

母親たちにとって、指導員から得られたアドバイスや助けは、保育士よりもウェイトが低いことが明らかになった。それでは、

図 5-2-4 母親たちが保育士の専門性を感じたところ

母親たちは、指導員の専門性をどのようにとらえているのだろうか。

高いものから順に、「一人ひとりの子どもに目配りする力」(45%),「学童クラブ全体をまとめる力」(40%),「子どもへの共感力」(35%)であった(図5-1-4)。保育士の専門性においても、1位と3位は同位であったことから、発達段階があがっても、一人一人の子どもに目配りし、共感をしながら保育をすることは、保護者から専門性として高く位置付けられていることがわかる。発達に伴って、児童期には子どもたちの主張や自主性も高まる中で、いかにして学童クラブをまとめあげるか、という組織のマネジメント力が、保護者に重要視されることが示唆された。

2.4 小括

子どもが小学校に上がってからの母親の子育て上の困りごとや悩みは、幼児期に比べて少なく、内容も学習面への悩みが多くなるなど発達段階に伴い変化していた。指導員によるアドバイスの子育てへの影響は、過半数が「助けにならなかった」と回答しているが、「助けにならなかった」背景として、母親たちの悩みが、学童保育所の整備や開所時間の延長、給食サービスなどの制度的な側面にかんする要求であったことが明らかになった。

指導員の専門性については、子どもへの目配りや共感力、学童保育所をマネジメントする力が高率で選ばれていたことから、幼児期と同様、児童期においても母親たちは、指導員に共感共生力を求めていること、発達にともない集団での育ちへの期待が高

まっていることが示唆された。

指導員が共感共生力を醸成し、学童保育における組織力を高めるためには、集団の規模(在籍児童数)や指導員の人数などの学童保育所の整備が重要であるが、4章で田口が指摘するように、学童保育の現状は厳しい。母親たちから、現状への改善への訴えが出されたことは、これから学童保育制度の整備の改善や、指導員の専門性の醸成への後押しになるのではないだろうか。

おわりに 母親の子育て上の悩みと母親から見た保育士・学童保育指導員の専門性

保護者の悩みや困りごとは、幼児期から児童期へと発達段階に伴う差があるが、仕事と子育ての両立についての悩みは共通していた。とりわけ学童保育では、施設の未整備、休み期間の給食、延長保育などの訴えが多くかった。

アドバイスが子育ての助けになった割合は、学童保育指導員よりも保育士の方が高いが、それが発達段階にともなうものか、専門性の差によるのかは今後のさらなる検討が必要である。

幼児期においても児童期においても、母親にとって子育て上の自信と精神的なゆとりをもたらしていたことが示唆された。本章冒頭で鵜沢が指摘するように、「発達保障力」の醸成は、子どもの健全育成に重要なことは論をまたないが、保育士や指導員の保護者、子どもへのジェンダーの視点を伴う「共

感共生力」は、保育に関わる専門性の検討に
新たな視座をもたらしてくれるのではない
だろうか。

〔文献〕

- 垣内国光, 2011, 『保育に生きる人々』ひとなる書房.
社会経済生産性本部, 2003, 「発生主義を用いた地方自治体サービスのフルコスト分析
(2002. 9) 財務省財務総合政策研究所委託研究--保育所事業におけるフルコスト分析」『保
育情報』 保育研究所 編 315: 32-56.

おわりに

1章では、保育士の専門性が保育政策の中でどのように位置づけられ、議論されてきたか、また2015年の子ども子育て新制度導入以降の保育の質確保に向けた政策について、国に設置された検討会等を取り上げ、その方向性を探った。保育の質の確保、保育士の専門性の向上に対し様々な施策が展開されているが、効を奏しているとは言えず、保育士の専門職としての評価や待遇改善、保育現場における基準の見直しなど根本的な対策が求められている。

2章では、待機児童激増、保育所・保育士不足が社会問題化し、保育の市場化、保育施設などや保育者の要件緩和の動きがあったことを示した。次に、専門職論を用い、保育士を資格、職業集団と社会的経済的地位という側面から検討した。国家資格化は名称独占資格に留まるものであり、結果として規制緩和政策による労働条件の悪化や無資格者の多用があり、「上からの非専門職化」が保育士に見出せることを指摘した。最後に、保育の量から質への転換を追究するにあたり、personal service professionである保育士の専門性を検討し、それを保育士独自のものとして示すことが一つの方策であることを示唆した。

3章では、まず近年の子どもをめぐる社会的動向を概観した。これまで「保育の質」は保育所保育に焦点化されてきたが、今後は

社会的養護が必要な子どもたちが生活する児童福祉施設の「保育の質」に言及する必要があるのではないか。「保育の質」や保育士の専門性は保育士が独自に形作るものではなく、子どもや保護者との対話、さらに他職種や他機関との連携によって構築されるものでないかと考察した。今後、児童福祉施設の保育士の専門性は各施設の固有の機能に沿って特化される必要があると述べた。

4章では、学童保育の法制化や制度をめぐる経緯についてまとめ、学童保育指導員の専門性の研究のレビューを行った。また、東日本大震災後の指導員（学童保育所）への調査研究をふまえ、専門性の研究における新たな視座として、研究者が指導員とともに実践を振り返る姿勢を示唆した。

5章では、2022年8月に実施した「保育の質と専門性を考える研究会」2022アンケートから、母親たちが抱えていた悩みや困りごとを聞き、それに対する保育士と学童保育指導員の助力や専門性の発揮について考察した。

以上の論考にも示されているように、本研究は、社会学・社会福祉学・心理学・自治体の現場の知見をもって、ジェンダーの視点から調査研究することが強みであり独自性である。今後はまず多様な現場で働く保育士の聞き取り調査を実施する予定である。